2021 年 12 月 31 日発行

最新・中国法ニューズレター

－－－－第 12 号－－－－

発行者：上海董孝銘弁護士事務所
所長・弁護士　董孝銘
上海市南京西路 881 号
静安新時代大厦 13 階 10 室
TEL:021-61229507

編集者：上海董孝銘弁護士事務所

上海董孝銘弁護士事務所

目　次

法務解説　：支払命令書の留意点について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
重要法規解説　：全国人民代表大会常務委員会の「中華人民共和国民事訴訟法」の改正に関する決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

主要法令　　：特に日系企業にかかわりのある最新法規の情報・・・・・・・・・・・・ P4
P5

法務解説

支払命令書の留意点について

日常商取引を行い、その債権債務紛争が生じた場合には、必ずしも訴訟を起こす必要がなく、債務者宛支払命令書を裁判所に発行してもらえば、簡単に債権回収が出来る。その支払命令書がどんなものか、その申請条件、対処方法などについて以下のように述べます。

一，支払命令書

支払命令書とは裁判所が民事訴訟法に規定された督促手続に従い、債権者の申請に基づき、債務者に発行した期限付きの金銭または有価証券を給付する法律文書を指す。

二、支払命令書の申請条件

中国の「民事訴訟法」第 214 条及び「民訴解釈」第 429 条の規定によると、支払命令書を申請するには以下の条件を備えなければならない。

1、債権者が債務者に支払うように請求するのは、金銭または為替手形、手形、小切手、株式、債券、国庫券、譲渡可能な預金書などの有価証券のみである。その他物の給付請求又は行為給付請求は、督促手続を適用してはならない。

2、支払いを請求する金銭と有価証券は期限切れであり、金額が確定し、請求する根拠の事実、証拠が明記されている。期限が切れていないか、期限が切れているが、金額が不確定な債権は督促手続きを適用してはならない。

3、債権者と債務者の間には対等給付が存在しない。つまり、債権者と債務者の間に債権債務関係が明確で、肯定的である。

4、債務者は中国の国内に居り、かつ行方不明である。

5、支払命令書は必ず債務者に送達できるものでなければならない。債務者にとっての唯一の権利は支払命令書に対する書面による異義権利であり、支払命令書が債務者に届くことは督促手続を適用する必要条件となる。但し、債務者本人が送達された支払命令書を拒否した場合、裁判所は送達を留置することができる。

6、管轄権のある裁判所に書面で申請する必要がある。申請書に申請者及びその法定代理人の基本状況、金銭又は有価証券の支払を請求する種類及び数量、請求の事実及び理由を含め、法律の条文を引用し、特定裁判所に支払命令書を申請する旨を明記しなければならない。

7、債権者は裁判所に訴前保全を申請していない。さもなければ、裁判所は支払命令書の申請書類を受け取った後 5 日以内に債権者に受理しないことを通知しなければならない。末端裁判所は支払命令書を申請する事件を受理し、債権金額の制限を受けない。

上海華誉法律事務所

三、支払命令書の法的効力及び申請期限
１，発効した支払命令書は判決書と同等の法的効力を有し、いずれも強制執行を申請できる法律文書であり、一旦債務者に送達されると、債務者は支払命令書を受け取って法定期限内に異議を申し入れず、債務者は支払命令書を受け取った日から 15 日以内に債務を返済しなければならない。さもなければ、債権者は訴訟を受理した裁判所に強制執行を申請する権利を有する。
２，債権者が裁判所に支払命令書の執行を申請する期限は、双方または一方の当事者が公民である場合は 1 年、双方が法人またはその他の組織である場合は 6 ヶ月とする。

四、支払命令書への異議申立て
１、支払命令書は人民法院が作成した法律文書であり、裁定の性質を有し、債務者に送達されると、以下の法律効力が生じる。
（1）「民事訴訟法」第 191 条第 2 項の規定によると、債務者は支払命令書を受け取って法定期限内に異議を提出せず、債務者は支払命令書を受け取った日から 15 日以内に債務を返済しなければならない。
（2）「民事訴訟法」第 191 条第 3 項の規定によると、債務者は支払命令書を受けた日から 15 日以内に、異議を申し立てず、債務を返済しない場合、債権者は訴訟を受理した裁判所に強制執行を申請する権利を有する。
２、異議成立の条件として、（1）債務者は裁判所から発行された支払命令書を受け取り、債務を返済すべきではないと認めた場合、支払命令書を受け取った翌日から 15 日以内に裁判所に異議を申し入れなければならない。（2）債務者の異議は債権者の請求に対し、すなわち、異議は債務関係そのものに対するものであるべきだ。

五、まとめ
１、日本では債権者は裁判所に申立てをして債務者に督促状を送付する手続きを「支払督促」という方法を取ることと同様、中国では債権者は義務の履行を拒否した債務者に対して、直接管轄権のある末端裁判所に支払命令書の発行を申請することができる。支払督促の申立てに関する中国と日本の裁判所の共通点は、裁判所に出向くことは不要で、手続き費用も安いうえ、法的効果が期待できるので、簡易で迅速に債権を回収するための方法として、多いに活用される手続きである。一方、その相違点は日本では書類審査のみで裁判所に証拠を提出する必要がないのに対して、中国では債権者は裁判所に明確な証拠を提出することが必須である。
２、本当に借金などを滞納している場合に、支払命令書が送達された場合には、ほとんどのケースで債権者は強制執行を本気で考えているから、きちんと対処する必要がある。どうしても返済できない借金を抱えてしまったことで、支払命令書が届いた場合には、早めに債権者に連絡をするか、弁護士に相談するかの対応が必要だろう。

上海東孝鈴弁護士事務所

重要法規解説

「中華人民共和国民事訴訟法」の改正に関する 全国人民代表大会常務委員会の決定

2021 年 12 月 24 日、全国人民代表大会常務委員会は「中華人民共和国民事訴訟法」(以下「本法」と略称する)の改正を決定し、2022 年 1 月 1 日から実施する。今回の改正では、7 つの条文が追加され、26 の条文が改正・調整され、そのうち 13 箇所の改正は民法典の関連規定の表現と一致するためであり、その目的及び主な内容は以下の通り取り纏めます。

一、目的

2013 年から 2020 年にかけて、全国の裁判所の裁判件数は 1422.80 万件から 3084.44 万件までに急増し、限られた司法資源を一層効率化させるように実施される本法は、民事訴訟規則をその社会生活の発展変化によりよく適応させ、民事訴訟制度のインターネット時代のモデルチェンジとグレードアップを推進し、同時にオンライン訴訟の実務をさらに深化させるために有力な法律サポートを提供するためでもある。

二、主な内容

１，当事者の同意を得て、民事訴訟は情報ネットワークプラットフォームを通じてオンラインで行うことができる。オンライン訴訟とオフライン訴訟が同等の法律効力を持っていることを明確にする。

２、小額訴訟手続の適用範囲と方式を完備させ、小額訴訟手続を適用できない事件類型を明確にし、小額訴訟事件の審理方式を簡素化する。

３、簡易訴訟手順の規定を完備し、末端裁判所とその派出法廷は事実が明らかで、各省、自治区、直轄市の前年度就業者の年間平均賃金が 50%以下である金銭紛争事件を審理する場合、小額訴訟の手順審理を適用し、一審終審を実行する。

４、独任制の適用範囲を拡大し、簡易手順を適用して審理する民事事件は、裁判員一人が単独で審理する。末端裁判所独任制の一般手順審理モデルと中級、専門裁判所の二審独任制審理モデルを確立する。

５、受領者の同意を得て、裁判所はその受領できる電子方式で訴訟文書を送達することができる。

上海曹参銘弁護士事務所

６、受取人が行方不明などで送達できなかった場合、公告送達に変更し、公告した日から 30 日経過すると、配達とみなされる。

主要法令

№	法　律　名　称	施行日
1	全国人民代表大会常務委員会の「中華人民共和国民事訴訟法」の改正に関する決定（『重要法規解説』をご参照下さい）	2022/01/01
2	生態環境部の「危険廃棄物排除管理リスト（2021 年版）」の配布に関する公告	2021/12/02
3	国家市場監督管理総局、人力資源と社会保証部、商務部などの「企業取消ガイド（2021 年改定）」	2021/12/28
4	生態環境部、公安部、交通運輸部の「危険廃棄物移転管理弁法」	2022/01/01
5	最高裁判所の「裁判所オンライン調停規則」	2022/01/01
6	全国人民代表大会常務委員会の「＜中華人民共和国組合法＞の改定に関する決定」	2022/01/01
7	国家知的財産権局の「商標一般違法判断基準」の配布に関する通知	2022/01/01
8	税関総署の「中華人民共和国税関輸出商承認管理方法」を実施する相关事項に関する公告	2022/01/01
9	税関総署の「中華人民共和国輸入食品海外生産企業登録管理規定」と「中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法」の実施に関する公告	2022/01/01
10	税関総署の「輸入肉類受取人の届出事項と輸入化粧品国内受取人の届出事項の取り消しの決定」	2022/01/01
11	中国人民銀行の「動産と権利担保統一登記弁法」	2022/02/01
12	生態環境部の「企業環境情報の法に依る披露管理弁法」	2022/02/08
13	全国人民代表大会常務委員会の「中華人民共和国騒音汚染防止法」	2022/06/05

注①：本ニューズレターに掲載した内容のすべての著作権は弊所に帰属します。無断複製、無断変更、無断引用、またはこれらに類する行為を固くお断りいたします。
注②：本ニューズーレターを皆様へご参考までにお送りさせて頂いており、弊所弁護士の正式的な法的意見を構成してはおりません。法務をご必要の際は弊所弁護士へその旨を具体的にご相談下さいませ。
注③：本ニューズーレターに掲載した新主要法令の中国語原文がご入用でしたら、ご連絡をいただければ弊所より無料で（中国語のまま）ご提供いたします。（日

2021 年 12 月 31 日発行

本語翻訳文は有料とさせていただきます。）

上海董孝銘弁護士事務所